

は貞享三年に書かれている。その経過した七十年間に発生した事項を「本紀」によつて補充されたと理解するならば、補充された部分をこの紙面にとり上げ、重複する大部分は省略したい。その補充される部分とは

「慶安二年（一六四九）八月に至つて、家光公尊印を別当神樂寺に賜つて田三十石の地を附して祭祠の用となつたまひぬ。寛永十五年（一六三八）前橋の城主雅樂頭酒井忠清その敗壊を修め、且つ寛文七年（一六六七）再び修理を施す。貞亨元年（一六八四）には前橋城主酒井忠明が新院良仁の神号宸筆の一幅を奉納し、また翌年に修理のための若干金を奉つて神徳を拝す。」以上が「縁起」以降の補充事項である。



を記し、玉村宿の形づくられていく一端を書きあらわしている。

なお「上野國玉村八幡宮本紀」は、玉村八幡宮の宝物第三号として同社に原本が保存されている。表紙に題名が前書のよう記されているが、見返し裏には「上野国玉村八幡神社之本紀」となっている。全体で九枚の冊子本で、第三枚目の表より本文がはじまつて十頁にわたる。

一頁七行、一行に句読調点を除いて十三字詰。第十頁は「前橋侍従士儒官南軒古市剛 謹記」とあって捺印がある。全体謹嚴な楷書で、句読調点が施されている。

また、「上野國那波郡玉村府内角渕八幡宮縁起」は折本で、本文三十二頁で、一頁四行。第一頁だけ三行で第一行に題名が書かれ、終の頁に奥書がある。原本は玉村八幡宮の宝物第四号として神庫に保存されている。題名にある「玉村府内」とは、本文中にある玉村の七郷をもつて御供田となすと書かれているように、中世以来玉村地方は一つの纏った地域を形成していた。玉村御厨の創

「縁起」も「本紀」も前述のように元和元年までの内容は基本的には同一であるが、部分的に異つたり加記されたところが幾つかあるので、これらを次に列挙してみることにする。

(一) 鎌倉から角渕への勧請について「縁起」には勧請

主の名が記されていないが、「本紀」には「源賴朝公鎌倉の神社をこの地に移して神社を創立す。」と勧請主の名を明記しているが、その根柢は記るされていない。

(二) 祭礼について「本紀」では明解に、「鶴ヶ岡より神

輿を移し来すの式に従う。後世以つて定礼となす。

その礼、良馬四十九匹を撰んで先駆とす、神巫俗人鼓吹して相続く者三百百余。流鏑馬七騎精神殿の左右に奔走して馬を駆せ矢を飛ばす。今でもこの礼に従つて毎年怠ることなし。」と記している。

(三) 「本紀」には、「邑を置き村を設け農夫は其の裏に利し商賣その間に行わる。」と上・下新田の人達が農業の合間を利用して、初步的な商売らしい営利行為をはじめたこと

設の年代や、含まれる範囲や面積など未だ不明であるが、鎌倉初期には、その一部の北玉村が円覚寺領となつたことは確かである。また室町期に入つて亨徳の乱の結果長尾景信はその功績によつて玉村十五郷を幕府より拝領したことなどが「平姓長尾氏正統系図」に見える。この十五郷の範囲は不明であるが、前記の七郷を含む一帯であることはまちがいない。

玉村八幡宮本殿の建築様式は、室町時代の様式を一部に、また一部には桃山時代の様式をも残しているとして國から重要文化財に指定されているが、このことを裏付けるよう八幡宮の「縁起」にも「本紀」にも吉里入道の建立と伊奈備前守の修理の事項が述べられている。

また、角渕八幡宮より西に出て、上之手村を経て北上し、上新田と下新田の境に出て例幣使道を横切り玉村八幡宮の参道に通じる道路を、昔からその土地の人達は「お成り街道」とよんできた。「お成り街道」とは慶長十五年に角渕八幡宮の社殿と神靈を現在の玉村八幡宮へ移転したときの通路になつたことからの名称である。「縁起」